

- 説明動画その1 — 【概要説明編】

**4月1日付**



**保育施設等の利用申込について**

【表紙】

この動画は、4月1日付保育施設等の利用申込についての概要を説明する動画です。

## 【目次】

- |                              |                              |
|------------------------------|------------------------------|
| 1. 申込み可能な保育施設等について<br>0分19秒～ | 6. 認定申請と利用申込<br>8分36秒～       |
| 2. 申込みから保育利用までの流れ<br>1分58秒～  | 7. 申込児童の指数付け（優先基準）<br>9分53秒～ |
| 3. 申込先と受付期間<br>4分13秒～        | 8. 利用調整（選考）<br>10分47秒～       |
| 4. 申込要件<br>4分57秒～            | 9. 面接・利用開始<br>11分31秒～        |
| 5. 教育・保育給付認定<br>5分38秒～       | 10. 利用者負担額（保育料）等<br>12分09秒～  |
|                              | 11. お問い合わせ先                  |

## 【目次】

動画の内容はこのとおりとなっておりますので、必要に応じて不要な個所はスキップしながらご覧ください。

## 1. 申込み可能な保育施設等について

### ① 保 育 所

保護者の就労等で保育が必要な0歳児から小学校就学前までの児童を対象に、健やかに生活できる環境と教育を提供する児童福祉施設

### ② 認 定 こ ど も 園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設、0歳児から小学校就学前までの児童を対象に3歳未満児に保育を、3歳以上児に教育・保育を提供

### ③ 家庭的保育事業

3歳未満児を対象に家庭的な雰囲気のもとで、少人数（保育ママ1人あたり定員5人以下）でのきめ細かな保育を行う

### ④ 小規模保育事業

3歳未満児を対象に比較的小規模な環境（定員6～19人）で、きめ細かな保育を行う

### ⑤ 事業所内保育事業

事業所が設けている従業員のお子さんのための保育施設の中で、地域の保育を必要とするお子さんを受け入れている施設

### ⑥ 認可外保育施設

上記に記載の認可保育施設以外の施設であり、乳幼児の保育を行うことを目的とする施設

#### ※居宅訪問型保育事業

令和5年度から、障害等のため個別のケアが必要なお子さんを対象に保護者の自宅で保育を実施する居宅訪問型保育事業も実施しています

申込の流れ等が一部異なりますので、詳しくは仙台市ホームページをご確認ください

申込みは区役所・宮城総合支所へ

## 【1. 申込み可能な保育施設等について】

まずはじめに、仙台市へ申込み可能な保育施設等について説明します。

1つ目は、『保育所』です。

保護者の就労等により保育が必要な0歳から小学校就学前までの児童を対象とした施設です。

2つ目は、『認定こども園』です。

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

0歳児から小学校就学前までの児童を対象として、3歳未満児に保育を、3歳以上児に教育・保育を提供する施設です。

なお、認定こども園の保育所部分への申込みは仙台市となりますが、幼稚園部分へは直接施設へ申込みとなりますので注意してください。

3つ目から5つ目は、『家庭的保育事業』、『小規模保育事業』、『事業所内保育事業』です。

これらの施設は「地域型保育事業」と言われ、3歳未満児を対象に小規模な環境の中、少人数できめ細かな保育を行う施設です。

これらのほか、企業主導型保育事業などの認可外保育施設がございますが、認可外保育施設への申込み・問合せは直接施設へお願いします。

『保育所』、『認定こども園』、『家庭的保育事業』、『小規模保育事業』、『事業所内保育事業』の5つの施設が、仙台市へ申込み可能な認可保育施設となります。

認可保育施設等の利用申込は区役所または宮城総合支所が窓口となります。

## 2. 申込みから保育利用までの流れ ～1次利用調整の場合～



### 【2. 申込みから保育利用までの流れ～1次利用調整の場合～】

つづきまして、保育施設等の利用申込から保育利用までの流れについて説明します。

#### 「①認定申請・利用申込」

はじめに、教育・保育給付認定申請と保育施設等利用申込を行います。

#### 「②認定審査・指数付け」

仙台市にて、認定申請についての審査と、申込みいただいたお子さんについて指数付けを行います。

#### 「③利用調整(選考)」

利用申込があった保育施設等に空きがある場合、利用調整を行い、指数の高い順番に面接の案内となります。

1次利用調整の結果、施設にまだ空きがある場合、2次利用調整が行われることとなります。

なお、この画面上でご紹介するスケジュールは1次利用調整の日程となります。

「④面接通知（区→保護者）」

利用調整の結果、面接の案内となったお子さんには面接通知を、待機となったお子さんには待機通知を送付します。

「⑤利用見込施設での面接」

保護者の皆さまは、面接通知に記載された面接日に、案内となった保育施設等でお子さん同伴の面接を行います。

「⑥面接結果（施設→区）」

面接の結果は保育施設等から仙台市へ報告され、この結果をもって利用の可否を決定します。

「⑦結果通知（区→保護者）」

利用の可否の結果は、仙台市から保護者へ送付します。

「⑧施設説明会・利用契約」

利用承諾後、利用開始前に各保育施設等で入所説明会が開催されます。  
また、保育所以外の『認定こども園』、『家庭的保育事業』、『小規模保育事業』、『事業所内保育事業』の施設に入所する場合、保護者と施設の間で直接利用契約を結びます。

そして、4月1日付で保育施設等の利用開始、という流れになります。

この流れの中で、実際に保護者の皆さまが関係するのは、この枠で囲まれた箇所になります。

### 3. 申込先と受付期間

#### 《申込先》

第1希望の保育施設等が所在する区等の担当窓口



#### 《令和6年4月1日付入所の申込受付期間》

1次申込：令和5年11月2日（木）～令和5年12月1日（金）

2次申込：令和5年12月4日（月）～令和6年2月1日（木）

※窓口受付時間は8：30～17：00（土日祝日等の休日を除く）

郵送提出の場合、上記の締切日の1週間前までにご提出ください

**⚠ 書類不備なく、期間内に申し込むよう注意してください**

#### 【3. 申込先と受付期間】

つづきまして、申込先と受付期間について説明します。

まず、申込先は、第1希望の保育施設等が所在する区の区役所保育給付課または宮城総合支所保健福祉課となります。

例えば、第1希望の施設が太白区内に所在する施設の場合、申込先は太白区保育給付課となります。

次に、4月1日付入所の申込受付期間は、1次申込が11月2日から12月1日まで、2次申込は12月4日から2月1日までとなります。

なお、窓口受付時間は、土日祝日等の休日を除く8：30～17：00となります。

郵送提出も可能ですが、郵送提出の場合は締切日の1週間前までにご提出するようお願いいたします。

お申し込みの際は、書類に不備なく、受付期間内に申し込むようご注意ください。

書類に不備がある場合は受け付けできない場合もあります。

## 4. 申込要件

- ① お子さんと保護者が保育施設等の利用開始日時点において、仙台市に住民票があること  
※申込み時点で仙台市外に住民票がある場合も申込み可能
  
- ② お子さんの保護者が**保育の必要性の事由**に該当すること  
↳ 『**教育・保育給付認定**』を受ける必要がある

### 【4. 申込要件】

つづきまして、申込要件について説明します。

「①お子さんと保護者が保育施設等の利用開始日時点において、仙台市に住民票があること」

なお、申込み時点で仙台市外に住民票がある場合も、直接仙台市へお申し込み可能ですが、利用決定後は利用開始日までに転入する必要があります。

「②お子さんの保護者が保育の必要性の事由に該当すること」

この『保育の必要性の事由』については後ほどご説明します。

そして、保育施設等の利用申込に併せて、『教育・保育給付認定』の申請を行い、認定を受ける必要があります。



## 5.教育・保育給付認定

～『教育・保育給付認定』って?～



『保育施設等を利用するために必要な認定』



認定の要件となるのが…

**保育の必要性の事由**

【5.教育・保育給付認定】～『教育・保育給付認定』って?～

では次に、『教育・保育給付認定』について説明します。

そもそも『教育・保育給付認定』とは何かと言いますと、保育施設等を利用するために必要な認定のことを言います。

この教育・保育給付認定を受けるための要件になるのが、『保育の必要性の事由』です。

## 5.教育・保育給付認定

～保護者の『保育の必要性の事由』って?～



### □ 1ヶ月に64時間以上**就労**している場合

→育児休業中の方でも就労扱いとなる

※利用開始日から2ヵ月以内に復職する必要がある

※上の子が下の子の育児休業取得により保育施設等を利用継続している場合、  
復職日に注意が必要

### □ **求職活動中**である場合

※利用開始日から3ヵ月以内に就労等へ切り替える必要がある

※兄弟姉妹がすでに保育施設等に入所している場合、入所児童の利用開始日から起算

### 【5.教育・保育給付認定】～『保育の必要性の事由』って?～

つづいて、保護者の『保育の必要性の事由』について説明します。  
保育の必要性の事由は、全部で8つに分けられます。

#### ■1ヶ月に64時間以上就労している場合

育児休業中の方でも就労扱いとなりますが、利用開始日から2ヶ月以内に復職していただく必要があります。

また、上の子が下の子の育児休業により保育施設等を利用継続している場合、復職日に注意する必要がありますので、あらかじめご確認くださいませようお願いします。

#### ■求職活動中である場合

認定期間は、利用開始日から90日または3ヵ月のうち短い期間を経過する月の末日までとなります。

なお、認定期間満了までに就労などに切り替える必要がありますのでご注意ください。

また、兄弟姉妹がすでに保育施設等に入所している場合、入所児童の利用開始日から起算となるためご注意ください。

## 5.教育・保育給付認定

～保護者の『保育の必要性の事由』って?～



- 妊娠**中または**出産**後間がなく、兄弟の保育が困難な場合
- 病気**や**怪我**、**障害**を有している場合
- 家庭内の親族を常に**介護**している場合
- 震災、風水害、火災等の**災害**の復旧に当たっている場合
- 1ヶ月に64時間以上**就学**している場合
- その他、上記に類する場合

### 【5.教育・保育給付認定】～『保育の必要性の事由』って?～

事由には、就労・求職活動のほか、次のような事由もございます。

- 妊娠中または出産の場合
- 病気や障害を有している場合
- 家庭内の親族を常に介護している場合
- 震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たっている場合
- 1ヶ月に64時間以上就学している場合
- その他、上記に類する場合

以上、すべてで8つの事由がございます。

それぞれの事由により、提出書類が異なりますのでご注意ください。  
提出書類については、後ほど説明しますが、詳細については『説明動画その2 - 【提出書類編】』をご覧ください。

## 5.教育・保育給付認定

～『保育の必要量』って?～



- ①「**保育標準時間**」(最大で11時間)
- ②「**保育短時間**」(最大で8時間)

### 注意

- ※保育利用時間帯は施設によって異なる
- ※それぞれの利用時間帯以外は延長保育となる

### 【5.教育・保育給付認定】～『保育の必要量』って?～

つづいて、『保育の必要量』について説明します。

教育・保育給付認定を受ける際、保育の必要量について仙台市が決定します。

必要量は最大11時間の「保育標準時間」と、最大8時間の「保育短時間」の2つがあります。


なお、注意点がいくつかございます。

保育利用時間帯は施設によって異なるため、あらかじめ施設一覧でご確認ください。

施設で定めている標準・短時間での利用時間帯以外の利用は延長保育となり、保育料のほか、別途利用料が発生します。

## 6.認定申請と利用申込

～『提出書類』は？～

- ① 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書
- ② 保育施設等利用申込 家庭状況等申告書
- ③ マイナンバー（個人番号）記入用紙
- ④ 保護者の保育を必要とすることを証明する書類 
- ⑤ その他、利用調整や保育料決定に必要な書類等



詳細は  
【提出書類編】

### 【6.認定申請と利用申込】～『提出書類』は？～

つづいて、『提出書類』について説明します。

- ①教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書
- ②保育施設等利用申込 家庭状況等申告書
- ③マイナンバー（個人番号）記入用紙
- ④保護者の保育を必要とすることを証明する書類
- ⑤その他、利用調整や保育料決定に必要な書類等

この中でも、特に注意していただきたい書類が「④保育を必要とすることを証明する書類」です。

保護者の保育の必要性の事由によって提出する書類が異なりますので、よくご確認のうえご準備ください。

提出書類については、「①教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申

込書」に記載があります。

また、「保育を必要とすることを証明する書類」を含め、提出書類についての詳細は、『説明動画その2-【提出書類編】』をご覧ください。

## 7. 申込児童の指数付け（優先基準）

- ① **基準指数**（父母の保育を必要とする状況）
- ② **調整指数**（児童の家庭の状況）

①+②の合計で『**利用調整**』を行い優先順位を決定する

※状況別の指数についての詳細は**保育施設等利用案内**へ  
※指数同点の場合、優先順位を判定する基準あり

### 【7. 申込児童の指数付け（優先基準）】

つづいて、申込児童の指数付けについて説明します。

指数は、父母の保育を必要とする状況を指数化した『①基準指数』と、児童の家庭の状況を指数化した『②調整指数』で構成されます。

例えば、父母2人が会社勤めでフルタイム勤務の場合、10点+10点で、基準指数は20点です。

さらに、兄弟同時申込であれば、調整指数の3点が加算され、指数は合計で23点となります。

この『基準指数』と『調整指数』の合計で利用調整を行い、優先順位を決定します。

状況別の指数についての詳細は『保育施設等利用案内』をご確認ください。また、指数が同点となった場合の優先順位を判定する基準もございますので併せてご確認ください。

## 8.利用調整（選考）



保育施設等の受入枠に空きがある場合に**利用調整**を実施  
☞受入枠を申込者数が上回ったとき、指数（優先基準）の  
高い順番に調整する

**利用調整**



**面接案内**



**面接**

### 【8.利用調整（選考）】

つづいて、利用調整（選考）について説明します。

保育施設等の受入枠に空きがある場合、区役所にて利用調整を実施します。受入枠を申込者数が上回ったとき、指数の高い順番に調整し、保育施設等へ案内となります。

例えば、A 保育園の1歳児の空枠2名に対し申込者数が10名だった場合、利用調整が実施され、指数の高い2名が案内となります。

流れとしては、利用調整を実施し、面接の案内となった方へ面接通知を郵送します。

その後、利用見込みとなった保育施設等でお子さん同伴の面接となります。



## 9.面接・利用開始



- 保育施設等でお子さん同伴の**面接**を実施  
※面接の時点で利用の可否は未定
- ↓
- 面接結果の報告をもとに利用の可否を決定し、**結果**を通知
- ↓
- 保育施設等での説明会を経て、**4月1日**から**利用**開始

### 【9.面接・利用開始】

つづいて、面接から利用開始までについて説明します。

面接通知が届いたら、利用見込みとなった保育施設等でお子さん同伴の面接を実施します。

なお、この時点で保育施設等の利用の可否は未定です。

面接の結果は保育施設等から区役所に報告され、この結果をもとに利用の可否を決定します。

利用が決定した場合、結果通知を区役所から郵送でお届けする予定です。

その後、保育施設等での説明会を経て、4月1日から利用開始となります。

## 10.利用者負担額（保育料）等

保護者の**市町村民税所得割額**の合計によって決定

- ・令和6年4月～令和6年8月分  
↳令和5年度（令和4年1～12月收入分）
- ・令和6年9月～令和7年3月分  
↳令和6年度（令和5年1～12月收入分）

### 注意

税の未申告や必要書類の未提出等の場合、**最も高い金額**となる

※金額等の詳細は**教育・保育給付認定における利用者負担額等（月額）案**へ

### 【10.利用者負担額（保育料）等】

つづいて、利用者負担額（保育料）等について説明します。

保育料は保護者の市町村民税所得割額の合計によって決定します。

令和6年4月～令和6年8月分の保育料は、令和5年度の課税状況により決定します。

令和6年9月～令和7年3月分の保育料は、令和6年度の課税状況により決定します。

なお、税が未申告であったり、仙台市外で課税されていて、その課税証明書等が提出されていない場合、課税状況が確認できずに最も高い金額となってしまいますので、あらかじめ課税状況をご確認ください。

保育料の金額につきましては、『教育・保育給付認定における利用者負担額等（月額）案』をご覧ください。

## 10.利用者負担額（保育料）等

- 幼児教育・保育の無償化  
3～5歳児クラスと住民税非課税世帯の0～2歳児クラスは保育料が無償となる（※必要な手続きはありません）
- 食材料費（主食費・副食費）  
3歳児クラスから保育料とは別に食材料費が発生する（※2歳児クラスまでは保育料等月額に含まれる）
- その他費用（※直接保育施設等へ問い合わせ）

### 【10.利用者負担額（保育料）等】

幼児教育・保育の無償化については、3～5歳児クラスと住民税非課税世帯の0～2歳児クラスは保育料が無償となります。  
なお、無償化に伴って必要な手続きはありません。

食材料費（主食費・副食費）については、3歳児クラスから保育料とは別に食材料費が発生します。  
なお、2歳児クラスまでは食材料費も保育料等月額に含まれています。

その他費用については、直接保育施設等へお問い合わせいただきますようお願いいたします。



## 11.問い合わせ先等

### ・ 申込手続きに関する問い合わせ先

- 青葉区役所 保育給付課 保育係 (022-225-7211内線6763)
- 宮城総合支所 保健福祉課 保育給付係 (022-392-2111内線5444)
- 宮城野区役所 保育給付課 保育係 (022-291-2111内線6763)
- 若林区役所 保育給付課 保育係 (022-282-1111内線6763)
- 太白区役所 保育給付課 保育係 (022-247-1111内線6763)
- 泉区役所 保育給付課 保育係 (022-372-3111内線6763)

### ・ 仙台市ホームページ

概要欄をご覧ください

### 【11.問い合わせ先等】

最後に、申込手続きに関するお問い合わせ先は、ご覧のとおりとなります。お問い合わせの際は、お申し込み予定の区役所または宮城総合支所へご相談ください。

なお、各区等には職員のほか、保育サービス相談員もいるため、お気軽にご相談ください。

また、窓口にお越しになるのが難しい方は、この動画の概要欄に掲載している各動画をご覧になるか、利用案内や書類の様式などが掲載されている仙台市ホームページのリンクも掲載しておりますので、是非ご確認ください。

概要説明に関する動画は以上となります。

皆様がスムーズな手続きを進められるよう、職員一同でお手伝いさせていただきますので宜しくお願い致します。

最後までご視聴いただき、ありがとうございました。